平成２６年（フ）第３７２１号
大阪府吹田市江の木町５番16―304号
債務者　盛　伊智子（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７６４号
大阪市西成区千本中２丁目５番28号　寿ハイツ７号、前住所大阪市西成区玉出西１丁目19番１号ベルメゾン玉出　606号
債務者　湊　康博
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７９１号
大阪府東大阪市五条町２番２号　オーナーズマンション瓢箪山111号室
債務者　西　あけみ
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８０８号
大阪府高槻市明野町２番８―203号
債務者　山口　君子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０８３号
大阪市平野区加美北３丁目８番26号　清本ハイツ502
債務者　関灘　美雪（旧姓中平）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１４４号
大阪市東淀川区東淡路１丁目５番３―506号
債務者　永冨　美紀（旧姓金川）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３１９号
大阪府豊中市北条町４丁目６番１―122号、前住所兵庫県宝塚市長尾町17番６―108号
債務者　楠岡　早苗
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３３２号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目８番24号
債務者　石田　利惠
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３３号
山形市鈴川町３丁目18番51―241号　県営第２アパート２
債務者　沼澤　里美
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４１号
山形県天童市南町３丁目18番４―422号　県営天童南部アパート４号
債務者　熊澤　有紀
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２７号
新潟県十日町市中条己3090番地１
債務者　大島　勇輝
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
岡山県倉敷市沖538番地３
債務者　多田　寛
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
岡山県井原市青野町1406番地
債務者　三村　吾郎
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
岡山県倉敷市西阿知町370番地１　２―310
債務者　田中　康介
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２６５号
沖縄県糸満市字伊原616番地
債務者　外間　孝
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２７８号
北海道北斗市七重浜６丁目６番23号　コーポ松原22号
債務者　植田　義光
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２８７号
函館市新川町16番１号
債務者　黒瀧奈都子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４０５号
埼玉県越谷市登戸町38番39号
債務者　佐々木亜紀子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係